

日韓におけるIFRS適用の状況と問題点の検討

The Consideration and Circumstance on the Adoption of IFRS of Japan and Korea

李 相和・崔 鍾允

LEE, Sanghwa・CHOI, Jongyoon

I はじめに

1973年の設立以来、国際的な会計基準の検討を進めてきた国際会計基準委員会（IASB）が2000年に証券監督者国際機構（IOSCO）の承認を受け、2001年に国際会計基準審議会（IASB）へと改組された。最近の国際会計基準¹（IFRS, International Financial Reporting Standards）に関する活発な動きの背景には、資本市場のグローバル化とビジネスのグローバル化の急速な進展にあると考えられる。今日、IFRSに対する強力的な支持が拡大された要因としては、2000年5月における証券監督者国際機構（IOSCO）によるIFRSの支持表明、2002年9月におけるIASBと米国財務会計基準審議会（FASB）のノーワーク合意、2005年1月における欧州連合（EU）によるIFRSの強制適用などがあげられる（桜井久勝、2008、2-4頁）。

会計の国際化に関する最近の論点は、企業の国際的営業活動を円滑にするために、国家間の会計基準の差異を縮小するという会計基準の「コンバージェンス（収斂；Convergence）」の問題と、さらに各国が共通的に導入すべき一つの基準の採用、すなわちIFRSの「アド

プション（適用、採用；Adoption）」の問題である。このように、グローバル化する企業環境の中で、企業情報の同質化に向けた会計制度改革は加速化している。既存の先行研究は、国際会計基準の整合性（必ずしも全面適用でない）を検討するために、巨視的で長期的な方向性を提示し、そのための諸戦略などを比較分析するものが多かったと考えられる。本稿は、会計制度改革の世界的動向とその方向性を探るという観点から、IFRSの国際的動向とその適用状況、日本と韓国のIFRS適用状況、両国のIFRS適用による諸問題とその対応策について検討するものである。

II 会計の国際化を巡る各国の動向

最近の会計国際化の特徴は、自国の会計基準とIFRSとの差異を縮小するというコンバージェンスではなく、上場企業など一定の企業にIFRSをそのまま強制適用する、すなわちアドプションが顕著になっている。国際会計基準審議会（IASB）のIFRSは、＜表1＞のように、すでにEU加盟国、オーストラリア、ニュージーランドなどで採用されている²。IFRSのアドプションの流れの中で、現在、コンバージェンスを会計戦略として採用して

キーワード：日本企業会計基準委員会、韓国企業会計基準委員会、国際会計基準、国際会計基準審議会、アドプション（適用、採用）

Key words : ASBJ, KASB, IFRS, IASB, Adoption

＜表1＞ 会計の国際化の沿革と各国のIFRS適用状況

年度	内 容
1973	国際会計基準委員会（IASC）設立、国際会計基準（IAS）の作成を開始
1999	韓国会計基準院（KAI）及び韓国企業会計基準委員会（KASB）の設立
2000	証券監督者国際機構（IOSCO）がIASを正式承認
2001	IASCが国際会計基準審議会（IASB）に改組、国際会計基準（IFRS）を作成 日本の財務会計基準機構（FASB）および日本企業会計基準委員会（ASBJ）の設立
2002	・IASBとFASBが会計基準のコンバージェンスに合意（ノーウォーク合意） ・第1回日中韓の「3カ国会計基準設定主体会議」
2005	・EUの欧州委員会が域内企業にIAS/IFRSの適用を義務付け （2009年から域外企業に対し、IFRSまたは同等の基準のみを容認） ・IASBと日本のASBJが会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを開始
2007	・ASBJとIASBのコンバージェンスについて合意（東京合意）（2011年6月までにコンバージェンスを達成することを表明） ・韓国が国際会計基準の導入に関するロードマップを公表（3月） ・韓国会計基準院（KAI）が韓国採択国際会計基準（K-IFRS）を制定 ・米国SECが米国内上場の外国企業にIFRS適用を容認 ・オーストラリアがIFRSを採用
2008	・経団連がIFRSの採用に関する声明（会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応） ・米国SECがIFRS適用のロードマップ案を公表 ・ニュージーランド、中国がIFRSを採用 ・第8回日中韓の「3カ国会計基準設定主体会議」
2009	・日本の金融庁がIFRS適用のロードマップ（中間報告）の発表 ・韓国がIFRSの任意適用 ・米国が一部の上場企業にIFRSの適用を容認（予定） ・ブラジルがIFRSの強制適用（予定）
2011	・日本が2010年3月期からIFRSの任意適用開始 ・日本基準とIFRSとのコンバージェンスが完了（予定） ・韓国がIFRSの強制適用（予定） ・カナダ、インドがIFRSの強制適用（予定）
2012	日本が2012までに、2015年または2016年以降のIFRSの強制適用を検討（予定）
2014	米国で上場企業へのIFRS適用義務づけが段階的にスタート（予定）
2016	米国で上場企業へのIFRS適用義務づけが完了（予定）

＜出所＞ 金融庁企業会計審議会（2009）、アクセンチュア・プレスリリース（2009）、韓国会計基準院（2008）、ユー ジェキユ（2009a）

いる経済主要国には、米国、日本及び中国がある。

1 欧米等

欧州連合（EU）はEU市場統一により、2005年からIFRS（具体的には、EU版IFRS）を域内における連結の統一会計基準として強制適用している。また、他国の基準がIFRSと同等か否かの同等性評価を実施している。

米国SECが2008年11月に公表したIFRS（国際財務報告基準）適用のロードマップによれば、IFRSの適用について次のように提案している（SEC, 2008）。

第1に、2009年12月15日以降終了する会計年度から、一定の条件³を満たした上場企業に、IFRSの早期任意適用を認める（最大110社）。第2に、2014年以降、企業規模等の条件（時価総額）に応じて段階的に適用を強制

する。具体的には、大規模早期適用登録企業は2014年、早期適用企業は2015年、それ以外の登録企業は2016年からとなる。第3に、強制適用は2008年から2011年まで、次のようなことを評価し決定する。すなわち、IASBおよびFASB間でのマイルストーン⁴の達成状況、IASC財団の組織改革（モニタリンググループの設置など）およびIFRSの教育状況などである。ただし、2011年にIFRS適用の可否をSECが判断するなどである（辻山栄子、2009、18頁）。そして、SECが認めるIFRSは「IASBが公表した原文（英語）のもの」のみで、各国語に翻訳したものは「IFRS」ではなく、「ローカルのIFRS」の取扱いになる可能性もある。現実的には、米国基準とIFRSとが併存している。2008年12月現在、約110カ国において、IFRSの適用または採用が容認されつつある。

2 日本

日本は、IFRSの適用をめぐる欧米の動向を踏まえて、金融庁、経団連を中心に、IFRSの導入についての検討を行っている。具体的には、2008年10月以降に、企業会計審議会の企画調整部会を開き、日本のIFRS導入のロードマップについて検討してきた。その結果として、2009年6月、企業会計審議会は、「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」についての議論を行い、2009年2月の公開草案からの修正案（日本版ロードマップ）を示した。「中間報告」の内容は次の通りである。

すなわち、第1に、2010年3月期から、「国際的な財務・事業活動を行っている上場企業」の連結財務諸表において、IFRSの任意適用を認めることが適当である。第2に、2012年

頃を目途にIFRSの強制適用の是非を判断する。第3に、強制適用を判断する場合、対応準備期間として、少なくとも3年間を確保する。

また、2009年7月、日本の企業会計委員会（ASBJ）も、金融庁企業会計審議会の「中間報告」が公表されたことを受け、「IFRS対応会議（IFRS導入のロードマップに対応した民間の推進機関）」を発足させ、IFRSの適用に向けて本格的に動き出している。

3 韓国

韓国は、世界的にIFRSの採用や、コンバージェンスが進むなか、会計基準の信頼性を高めるため、2006年2月に、IFRS採用のためのプロジェクト・チーム「国際会計基準導入準備団」を構成し、2007年3月、IFRSの全面適用を前提として、IFRSの適用対象、適用時期および開示内容などに関するロードマップを発表した。韓国会計基準院（KAI）は2007年12月に韓国版国際会計基準（K-IFRS）を制定した。K-IFRS⁵はIFRSの基準書と解釈指針の完全な採用であり、韓国における会計基準の発行手続きを経て、修正は一部の代替的な取扱いの削除など、最低限となる予定である。

適用範囲については、上場企業は強制し、非上場企業は任意とする（ただし、一度適用した場合は継続を要する）。すべての上場企業は2011年からK-IFRSの適用が強制される（金融機関を含む）。金融機関を除く上場企業については2009年からの適用が許容される。適用の1年前にはIFRSによる影響を注記として開示する。非上場企業は2011年までにKASBが設定する「簡易化された会計手続き」を採用できる（それまでは韓国会計基準に準

拠する)。

また、欧州連合（EU）は、2009年7月に韓国の会計基準を国際会計基準（IFRS）として認定することを決めた。EUの欧州委員会が韓国の会計基準にIFRSとの同等性を付与する法律を最終承認した。これにより、欧州株式市場に上場した韓国企業はEU域内の投資家向け別途の財務報告書を作らず、現行の韓国会計基準に基づく財務諸表を2011年までそのまま使用できるようになり、上場維持費を節減できるものと期待される。

欧州委員会の決定は、韓国のIFRS適用努力と会計監督システムが欧州証券規制当局委員会（CESR）などから肯定的に評価されたことを意味する。ただ、欧州委員会はIFRSとの同等性問題について韓国のIFRS適用状況などを持続的に再検討する方針である。同委員会は米国、日本、中国、カナダ、インドなどにもIFRSとの同等性を認めている。EUに株式や債券を上場している韓国企業は、2009年6月末現在で40社程度である。

Ⅲ 日韓におけるIFRSの適用準備状況

1 IFRS適用の基本的考え方と懸念事項

(1) 基本的考え方

①日本の場合

日本はIFRSとの差異を縮小すること、すなわち「コンバージェンス」を維持しながら、「連結先行」でIFRS適用を受け入れるという基本的な姿勢としている。日本がコンバージェンスを維持あるいは継続する背景には、日本の商慣行と公正妥当な会計慣行の維持、企業の実態を適切に反映するということがあげられる。しかしながら、コンバージェンスの維持における課題としては、(a) 法形式から経済実質重視への方向転換、(b) 時価

主義を重視した包括利益によって、含み損益を明確にすること、(c) 損益費用アプローチ（損益重視）から資産負債アプローチ（財務重視）への転換などが考えられる。

また、日本は日本固有の会計実務や商慣行（具体的には、会社法上の配当可能利益の算定、税法上の確定決算主義）などを考慮し、IFRSの適用において、「連結先行」の立場をとっているが、長期的には、連単分離ではなく、単体をできるだけ早く連結に合わせる方向で整合性を保つことが必要である。

②韓国の場合

韓国はK-IFRS制定し、「連単統一」でIFRSの全面適用を基本姿勢としている。その背景には、1997年の金融危機を克服するために、IMF・IBRDによる資金支援を受ける代わりに、会計制度の改革要求と圧力を受けたという事実がある⁶。1998年に、韓国はIMFとの合意に従って、企業の構造調整を図りつつ、会計及び監査基準の改正と会計の国際化の作業を開始した。IMFおよびIBRDと韓国政府による金融改革の合意内容の中で、会計制度改革に関連したものは、「国際的な会計基準による財務諸表の作成」、「民間会計基準設定主体（KAI/KASB）の設立」である。

しかしながら、KASBの努力にもかかわらず、IFRSの一括適用方式ではなく、韓国企業の現実に合わせた段階的な受容であったことから、コンバージェンスへの国際的評価は低かった。その結果、IFRSと異なる基準を使用する国として分類され、会計及び監査の国際的な信頼性の低下、「コリア・ディスカウント」という韓国企業に対する低い評価をもたらした。2007年12月、KASBはこの問題を解決するために、IFRSを韓国語に翻訳してそのまま自国の基準とする「韓国採択国際会

計基準（K-IFRS）を全面適用するという更なる会計制度改革を行った。K-IFRSの採扱は、今後の韓国会計基準のあり方と方針を決める非常に重大な選択であり、設立当初から行ってきた基準設定作業及び基準制定権限を放棄するものでもある。もはや韓国は、独自の基準設定をしないのか、今後IASBにより開発される基準は無条件に受容するのか、といった基準設定のあり方が新たに問われると考えられる（李善馥2009、254-255頁）。

（2）企業側の懸念事項

日本における企業側の懸念事項としては、適用後の決算実務負担、単体と連結会計基準が異なることによる実務対応、適用コスト負担、IFRSに対応できる人材不足、監査対応等があげられる。例えば、IFRS適用に向けた取組み状況（中間報告案）についての日本経団連の調査（調査対象企業1,307社、回答会社446社、2009年4月）によれば、IFRS適用準備状況は次のようである。第1に、IFRSの適用については、88%以上（任意適用88.7%、強制適用89.5%）が支持している。第2に、コストへの配慮の要望が77.7%である。第3に、金融商品取引法上の個別財務諸表開示の簡素化33.3%が支持している。

韓国における企業側の懸念事項としては、K-IFRSの専門人材の不足、細部適用指針の不足、教育費用の増加、会計処理の誤謬可能性の増加等があげられる。韓国金融監督院の調査（調査対象企業数約1,906社、回答会社1,114社、2009年1月）によれば、IFRS適用準備状況は次のようである。第1に、全体の26.5%がIFRS適用の準備をしている。第2に、適用準備期間は78%が1年未満である。第3に、適用費用は一般企業5.7億ウォン、金融会社34.3億ウォン、銀行179.7億ウォンである。第4に、

適用の阻害要因は専門人材の不足（39.8%）、詳細な適用指針の不足（22.6%）、教育費用（18%）である（ユージェキュウ2009a、6-11頁、李善馥2009、256-257頁）。

2 任意適用

（1）日本におけるIFRSの任意適用の容認

〈表2〉のように、2009年6月に、企業会計審議会により、公表された「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」によれば、日本企業の連結財務諸表に対して、次の要件すべてを満たした場合、2010年3月期の年度から、IFRSの任意適用を認めるとしている（金融庁企業会計審議会2009、11-13頁）。すなわち、第1に、継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場企業であること。第2に、IFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、社内の会計処理方法や会計方針（マニュアル）等を定め、有価証券報告書等で開示していること。第3に、国際的な財務活動を行っている企業およびその上場企業等であることなどである。

また、IFRSの改訂状況やそれに対する日本の投資者等の関係者の評価等も見極めつつ、市場において十分周知されている一定規模以上の上場企業等に、さらに任意適用対象を広げていくかは、当局が適切に判断することが適当であるとしている。IFRSに基づく監査済み財務諸表は当期を含む過去2年分提出する。任意適用については、基本的には、IASBが作成したIFRSをそのまま適用することが考えられる。

＜表2＞ IFRSの任意適用に関する日韓比較

	日本	韓国
時期	2010年3月期	2009年1月期
適用対象	国際的に財務・事業活動を行っている上場企業 (約3,900社)	金融機関を除くすべての上場企業 (約1,900社)
適用するIFRS	IASBが作成したIFRS（日本語翻訳版）をそのまま適用する	IFRSの翻訳版であるK-IFRS（IFRSの基準書と解釈指針の完全な採用）を適用する
その他	・任意適用時（導入初年度）の並行開示 ・任意適用期間における個別財務諸表へのIFRS適用禁止 ・適切な財務諸表体制の整備状況に関する開示	非上場企業は2011年までにKASBが設定する「簡易化された会計手続き」を採用できる（それまでは韓国会計基準に準拠する）。
実務側の反応	・適用予想時期 2011年：0.05%、2014年まで：72% ・85%以上が支持 ・任意適用企業の解釈や実務がその後に続く企業の先行事例として固定化の懸念	・適用予想時期 2011年：61.9%、2010年：20.1% ・適用準備時間 78%が1年未満

＜出所＞金融庁企業会計審議会（2009）、経団連（2008、2009）、韓国会計基準院（2008）、ユー・ジェ・キウ（2009a）

（2）韓国におけるIFRSの任意適用

＜表2＞のように、K-IFRSが韓国のすべての上場企業に適用されるのは2011年度からであるが、2009年1月期からの早期適用（任意適用）が認められる。韓国金融監督院は、2008年9月に、IFRS早期適用を支援するための「諮問T/F」構成しており、2009年3月には実務指針の不足を解決するために「IFRS適用協議体」を設置し運営している。さらに、KASBも、2007年末からK-IFRSの適用に必要な基準書と解釈の内容について、定期的な教育とOn-line講義を行っている（李善馥2009、257頁）。

3 強制適用

（1）日本におけるIFRSの強制適用の検討

＜表3＞のように、金融庁は2012年頃を目処に、次の課題に関する今後の進捗状況を評価して、日本上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用するかを最終決定としている（金融庁企業会計審議会2009、13-17頁）。すなわち、第1に、IFRSが日本の商慣

行及び企業の実態も適切に反映した適切な基準になっていること。第2に、日本語翻訳版IFRSが整備されていること。第3に、国際会計基準評議会（IASCF）が適切なデュー・プロセスを確保し、ガバナンスを改善すること。第4に、日本におけるIFRS教育、研修、教材等の整備が行われること。特に、作成者に関しては、適切な内部統制を整備するとともに、会計マニュアル等を作成し、その考え方や概要を有価証券報告書等で開示すること。第5に、IFRSの基準設定やガバナンスに関する日本の関与を強化すること。第6に、IFRSに対応したXBRLのタミソノミが整備されていることなどである。上記以外にも米国を中心とした国際的動向を見極めて、日本の対応を慎重に判断することが述べられている（新日本有限責任監査法人2009、30頁）。

強制適用の時期においては、前後する可能性があるが、2012年を目処に強制適用の判断を行う。仮に強制適用が適当であると判断された場合には、少なくとも3年間の準備期間を確保した上で、上場企業の連結財務諸表を

＜表3＞ IFRSの強制適用に関する日韓比較

	日本	韓国
時期	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年を目途に決定 ・強制適用の3年間の準備期間 ・2015年または2016年に適用可能性 	2011年1月期
適用対象	国際的な財務・事業活動を行っている上場企業	すべての上場企業 (四半期決算システムの構築) 資産総額2兆ウォン以上の企業 (2011年) 資産総額2兆ウォン未満の企業 (2013年)
その他	個別財務諸表への是非についても2012年までに検討	<ul style="list-style-type: none"> ・個別財務諸表も対象 ・導入初年度の並行開示
実務側の反応	<ul style="list-style-type: none"> ・89%が支持 ・強制適用に至るスケジュールが明確化されていない。 ・3年間の準備期間では不十分。 ・段階的強制適用へ移行すべき。 ・MOUの動向、コスト面、米国の動向を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査リスクの増加 ・連結財務諸表の主財務諸表化による諸問題 ・IFRS適用費用の負担 (1億ウォン～70億ウォン) ・適用日程の再検討 ・別途の実務適用解釈書が必要

＜出所＞金融庁企業会計審議会 (2009)、経団連 (2008、2009)、韓国会計基準院 (2008)、ユー・ジェ・キョウ (2009a)

一斉または段階的にIFRSに移行させる (すなわち、2012年に強制適用を判断する場合には2015年又は2016年に適用開始)。強制適用を判断するにあたっては、IASBが作成するIFRSをそのまま適用するか、一部修正又は適用除外とするか否かについては、IFRSの内容、IFRSの基準設定の状況 (デュー・プロセスを含む) を見極める必要がある。

財務諸表等規則の別記に掲げる事業については、その公益性や事業の特殊性等から、一定の当局の監督を受けており、規制や当局の監督の関係、財務諸表の作成負担などの観点から別途の検討が必要である。連結財務諸表を作成しない上場企業について、日本基準による個別財務諸表の作成を引き続き義務付ける場合においても、追加的にIFRSによる個別財務諸表を作成することを求めることが考えられる。

(2) 韓国におけるIFRSの強制適用

現在、韓国では、上場・非上場に関わらず、

個別財務諸表が主たる財務諸表とされており、さらに連結財務諸表は、30%超の所有により連結の判定を行っている。IFRSの支配概念による連結ベースの全面開示は2011年から段階的に実施する。また、年次および半期・四半期の財務諸表などすべての開示内容は連結財務諸表を中心に開示される。

＜表3＞のように、IFRSの強制適用の対象はすべての上場企業であるが、適用時期においては、資産2兆ウォン以上の企業は2011年から、資産2兆ウォン未満企業は2013年から施行される。国際会計基準の効率的な定着のために、韓国は国際会計基準導入準備団を中心に、国際会計基準の導入と関連した法規を改正して国際会計基準の理解を高めるための実務指針を用意しなければならない。K-IFRSの適用企業は2009年現在、コスピ・コスタック企業約1,900社の他に、上場企業の子会社及び関連会社が各々2,500社と1,000社と推定され、最小限約5,000社を越えると予想される。このように上場企業について

IFRSの全面的な適用に移行するのは、SECが2009年に予定しているUSGAAP/IFRSの調整表の撤廃の利益を受けることなどを目的としている。すなわち、IFRSを適用することにより、2009年以降米国・欧州の証券市場への上場へのアクセスが容易になる。

IV 日本と韓国のIFRS適用上の問題点とその検討

1 日本

(1) IFRS適用上の問題点

日本におけるIFRS適用上の主な問題点としては、IFRSの設定やガバナンスとコンバージェンスの継続の問題、会計基準の承認システムの検討、原則ベースのIFRSへの対応、内部管理と外部開示の整合性の問題、会計監査の受入れ体制問題、XBRLのIFRSへの対応問題等があげられる。

(2) IFRSの設定やガバナンスへの関与とコンバージェンスの継続についての検討

IASBによる新基準プロジェクトへの対応体制の整備、日本基準のコンバージェンス作業に関連して詳細規定や例外規定にまだ多くの差がある主要基準への対応が必要である。

IFRSは必要に応じて、頻繁に改訂する傾向にあるため、IASBの独立性及びその活動に関する監督プロセスについて検討することが必要である。IASCFがデュー・プロセスの確保及びガバナンスの改善に向け、引き続き着実な努力を行っていくことが望まれる。特に、IFRSとFASBで検討が進められている中長期的テーマに対する積極的な意見発信が不可欠である。

現在、東京合意の実行という観点から、コンバージェンスの継続が基本姿勢になっている。日本の立場からすれば、IFRSそのもの

が日本の商慣行及び企業の実態を適切に反映し、今日のグローバルな金融資本市場の状況も踏まえた適切な基準となる必要がある。日本の商慣行、企業実態を適切に反映するためには、IFRSの開発過程に意見発信を行うことが必要であると考えられる。また、日本企業のIFRSへのコンバージェンスはどこまで必要なかを検討するとともに、個別財務諸表にIFRSを適用の場合、課税所得計算に影響などを検討すべきである。

(3) 会計基準の承認システム（ローカル・エンドースメント）についての検討

会計基準設定主体はIFRSを独自に解釈することを極力しないよう自制することが求められる。IFRSを適用の際には、ローカル・エンドースメントを行うべきではなく、IFRSに問題がある場合はIASBの適正な設定手続に従って修正を行うことが必要である。

(4) 原則ベース（IFRS）への対応についての検討

IFRSが原則ベースであるため、実務上その解釈をめぐる混乱が生じる可能性があり得る。適用および執行面において、「概念フレームワーク→個別基準の目的（コア原則）→具体的な規定」というプロセスで、IFRSの構造を整合的かつ論理的に把握することが必要である。詳細な規定が設定されていないIFRSに対応するためには、経済的実態を法的形式に優先させる（Substance over form）考え方の普及及び会計方針統一とグループ会計マニュアルの作成整備などが必要である。また、会計処理上、異なる解釈があり、基準そのものが不明瞭な場合があることも想定されるので、IFRSそのものを変更するようIASBに働きかけることを通じて、IASBに対する直接的に関与することも必要である。

(5) 内部管理と外部開示の整合性についての検討

IFRSは情報開示にマネジメントアプローチを採用している。内部管理と外部開示は表裏一体であり、最終的に証券市場へ開示する財務数値と企業活動の実態が数字的に連携する仕組みを構築する必要がある。IFRSの適用がどのように内部統制に影響するかを分析し、プロセスの変更を行い、それを文書化（業務記述書、フローチャート、RCM）し、IFRSの適用後においても内部統制が適切に機能していることを確認する必要がある。

(6) 人材教育・育成についての検討

企業の関係者がIFRSを理解し、使いこなせるよう、IFRSの教育、研修及び教材等の整備の観点から、投資者、作成者、監査人、当局、教育関係者及び市場開設者等の各関係者の立場に応じ、それぞれに対する課題が示される。特に、作成者に関しては、プリンシプル・ベース（原則主義）といわれるIFRSを十分に理解し実務に適用するために、各企業が内外のグループ会社に対し、具体的な会計処理や財務報告の諸手続きを示すとともに、それらを支える内部統制やシステムを整備する必要がある。

IFRSの適用において、詳細な規定は企業が自主的に統一的会計方針を決定し、社内の会計処理方法を会計指針（マニュアル）を整備する必要がある。人材教育・育成の具体的方法としては、Eラーニングやセミナーによる教育研修などが考えられ、それを通じて実務上の解釈においては一定の方向性が確立されると考えられる。また、公認会計士試験合格者に対する実務補習の内容の見直しが必要になるものと考えられる。IFRSの強制適用が決定された場合には、その段階で公認会計

士試験の試験科目や試験範囲についても見直しが必要になるものと考えられる（新日本有限責任監査法人2009、33-34頁）。

(7) 会計監査の受入れ体制についての検討

IFRS監査に関与する監査人（監査実務者、審査の担当者）は、一定の教育、研修等を受け、知識、能力及び経験を有していることが必要と考えられる。IFRS監査を行う監査事務所においては、教育・研修、業務の実施（監査実施者の選任を含む）、審査、専門的な見解の問い合わせなどについて所要の方針及び手続の設定を含めた体制整備を行う必要がある。また、当局（開示執行当局、監査人監督当局）における教育、訓練、指針等の見直しが必要である。IFRSを適用する当初は、企業・監査人においても混乱が予想される。このため、企業と監査人は事前の連携を密接にし、会計監査の非効率を最小限にすることが必要である。

(8) XBRLのIFRSへの対応についての検討

IFRS対応のタクソノミ項目の国際的な環境整備、及びEDINET向けのタクソノミ等を開発し、IFRSの強制適用が決定された場合には、IFRSが強制適用されるまでには導入できる体制を整備する必要がある。

2 韓国

(1) IFRS適用上の問題点

韓国におけるIFRS適用の主な問題点としては、連結財務諸表作成システムの構築、企業の会計政策決定能力の向上、専門評価機関による公正価値の提供、監査（監理）制度の改善、情報開示システムの拡充問題等が考えられる。

（2）連結財務諸表作成システムの構築についての検討

IFRSの適用を決めている韓国では、連結財務諸表が主財務諸表になることから、会計処理システムの要件設定が大きく変わるため、システムの大幅な設計変更（例えば、連結中心の内部会計管理制度）が要求される。特に、連結財務諸表の作成システムの構築とK-IFRSの導入作業が重なることで多くの費用と時間が必要となる。連結子会社が多い場合には、早期にK-IFRSの適用を検討すべきであり、大部分の企業の場合はずでにK-IFRS体制システムの構築を準備していると考えられる。また、連結四半期財務諸表を適時に開示（45日以内、ただし、適用開始2年間は60日）するためには子会社と関連会社も親会社と統一的な会計基準を適用し決算日を適切に調整しなければならない。

（3）企業の会計政策決定能力の向上についての検討

韓国企業会計基準（K-GAAP）の体制では、複雑でその処理が困難な会計問題は金融監督院あるいは韓国会計基準院の質疑応答を通じて解決してきたが、K-IFRSに対する質疑についてIASBは応答しないのが原則としている（ユー・ジェキュウ2009a、21頁）。韓国金融監督院は、IFRS適用の一貫性を保つために、欧州証券監督委員会（CESR）による「IFRS執行事例DB」やフランス、イタリアによる「事前質疑制度（Pre-clearance）」のようなものを積極的に構築しようとしている（韓国金融監督院2008、3頁）。

IFRSによる財務諸表の作成能力やその理解力を高めるためには、IFRSに精通した会計専門担当者の確保が必要である。韓国会計基準院、金融監督院、韓国公認会計士会、上

場会社協議会、会計法人等が積極的に教育研修プログラムを構築し、提供すべきである。また、IFRS適用を効率的かつ円滑に進めるためには、必要な人員、時間軸、予算等体制を整備し、適切な計画を立案し、計画的にプロジェクトの進捗状況を管理しなければならない。

（4）専門評価機関による公正価値の提供についての検討

IFRSは金融資産と負債だけでなく、有形資産、無形資産および投資不動産など広範囲において、公正価値による評価を義務化または選択適用を要求している。活発な市場が存在しない金融商品や有形資産、無形資産および投資不動産の公正価値は専門外部評価機関によって提供されなければならない。

公正価値評価の拡大によって、選択可能な法案としては次の2つが考えられる。すなわち、第1に、公正価値評価機関の資格に対する最小限の規準を設定し、企業が評価機関を自律的に選択できる市場中心方式の案である。第2に、公正価値評価機関の要件及び監督内容を法律で規定し、監督機関が適格評価機関を指定する積極的に介入する規制中心方式の案である。韓国金融監督院は、「国際的水準の公正価値評価業務の遂行基準」を設定し適用するなど、「最小限の規制」をすることによって、評価業務の国際的整合性及び一貫性を図っている（韓国金融監督院2008、5頁）。

（5）監査制度の改善についての検討

IFRSの適用後には、連結財務諸表の作成、原則主義中心の会計基準の適用、公正価値評価の拡大適用など、会計環境の変化が予想される。同時に、監査法人などの会計監督にも多くの変化が予想される。したがって、今後の監査は現在の会計処理結果に対する事後の

監査よりも、企業の内部統制組織（内部会計管理制度）の改善や会計法人の品質管理に対する持続的な監督などが強く要請される。韓国金融監督院は、現行の会計監督の方向性を再調整し、関連制度を改善するために、またIFRSの円満な適用、定着のために、国際会計基準諮問団の構成、国際会計基準専用のホームページの開設、早期IFRS適用企業のためのT/Fの構成、事前影響開示の基準を作成している。また、内部職員に対する教育及び国際会計基準に対する教育、広報活動の強化をはじめ、外部研究サービスの実施、海外事例調査等を通じて、望ましい会計監督の方向性を探ろうとしている（韓国金融監督院2008,6-7頁）。

（6）情報開示システムの拡充についての検討

実務的には、K-IFRSによる財務諸表は要約財務諸表になることから、相当の量の内容が注解などで開示される。また、IFRSは連結実体を対象に注解を含めて幅広い開示を要求しているので、そのための情報開示システムを構築することが必要である。韓国金融監督院は、連結ベースの開示システムへの転換に備えて、関連法規の改訂を予定している（韓国金融監督院2008、1頁）。

V おわりに

IFRSの適用は、資本市場及びビジネスのグローバル化にともなう必然の流れである。日本はIFRSとのコンバージェンスを基本姿勢としているが、IFRSの適用がほぼ確実になりつつある。日本国内においては、2011年に向けコンバージェンスは進行しているものの、まだ、IFRSによる有価証券報告書等の提出は認められていない。しかしながら、各

国で、IFRS採用が進む中であって、グローバルに事業展開行っている企業や積極的に海外市場で資金調達を行っている企業にとって、IFRSによる財務諸表の作成はメリットが大きいと考えられる。将来において、日本がIFRSのアドプションを選択する場合だけでなく、IFRSの改訂は日本基準のIFRSへのコンバージェンス作業を通じて、確実に日本企業にも実質的に同等な影響を与えることが予想される（新日本有限責任監査法人2009、47頁）。日本基準からIFRSへの変換には多くの課題を克服する必要がある、コンバージェンスという基本的姿勢の現体制をすべて一度検討することが要請される。

韓国がコンバージェンスではなく、アドプションの方向性を選択したのも当然の判断である。しかしながら、IFRSの全面適用は長期的には肯定的な効果が期待できるとしても、早急な適用日程の中、韓国特有の企業環境を十分に考慮しなければならない。IFRSの適用経験や事例をグローバルレベルでデータベース化して蓄積し共有することができれば、国際的に一貫性または整合性のあるIFRSの適用が実現できると考えられる。

企業は早期にIFRS適用による影響を分析し、投資対効果を評価した上で、対応・方針を明確にすべきである。多くの日本の企業は米国の動向、会計基準の設定主体や他社の検討状況などを踏まえてIFRSの適用を検討しようとしている。さらに、IASBにおける今後の課題としては、IFRSそのものの改善、IASBの母体であるIASCFのガバナンスや資金調達の状況などを評価していくことである。

<付記>

本稿は、東アジア経済経営学会・韓日経商學會主催の第24回日韓経済経営国際学術会議（2009年8月21日、千葉商科大学）において、崔鍾允教授（江原大、韓国）との共同研究「日韓におけるIFRS適用の課題とその検討」を修正、加筆したものである。

注

- 1 ここでは国際会計基準をIFRSと略して述べているが、具体的には、IAS（国際会計基準）、IFRS（国際財務報告基準）、SIC（解釈指針）、IFRIC（国際財務報告解釈指針）の4つを総称して国際会計基準または国際財務報告基準という。略称はIFRSまたはIFRSsという。
- 2 2008年末現在で、IFRSの全面適用は85カ国、IFRSの位置適用は24カ国、IFRSの適用を全部または一部適用は24カ国で、合計113カ国が何らかの形でIFRSを適用している（間島2009、25頁）。
- 3 一定の条件とは、①企業はその産業において市場規模で世界の20位以内であること、及び②当該産業の公開企業の20位までの企業において、IFRSがそれ以外の会計基準のいずれよりも多く利用されていることである（山田2009a、53頁）。
- 4 IFRSの強制適用を評価するためのマイルストーンには次のものがある。すなわち、①IFRS会計基準の品質改善、②IASB財団の資金調達方法及び説明責任の改善（強化）、③IFRSに基づく財務報告のためのXBRL（双方向データ）の利用能力の改善、④米国における教育及びトレーニングの改善などである。
- 5 K-IFRSは、2009年6月現在、37個の基準書（IFRS関連8個、IAS関連29個）と21個の同会計基準解釈書（IFRIC関連11個、SIC関連10個）から構成されている。
- 6 韓国の会計制度改革の特徴は次のように要約することができる。第1に、証券市場の強力な規制機関として、「金融監督院：既存の証券監督院、銀行監督院、保険監督院の3つを統合した組織」が誕生されたこと。第2に、粉飾決算や不正防止の

ために、最高経営責任者に財務諸表作成の責任を負うCEO認証を義務付けたこと（2002）。第3に、監査法人の独立性を高めるために、アメリカ式の監査委員会が設置されたこと（2003）。第4に、資産総額2兆ウォン以上の企業（約82社）に対する証券集団訴訟制度が導入されたこと（2004）。第5に、財閥企業全体の経営の透明性を高めるために、30大企業集団に対する結合財務諸表の作成を義務付けたことである。

参考文献

- 安藤英義（2009）「IFRS導入と会計制度の展望」『企業会計』第61巻第5号2009年5月。
- 大迫孝史（2009）「アジア・太平洋諸国におけるIFRSへの対応」『企業会計』第61巻第1号2009年5月。
- 桜井久勝（2008）『テキスト国際会計基準』白桃書房、2008年。
- 島崎憲明（2009）「財務諸表作成者の立場からのIFRS適用」『企業会計』第61巻第5号2009年5月。
- 辻山栄子（2009）「IFRS導入の制度的・理論的課題」『企業会計』第61巻第3号2009年3月。
- 西川郁生・新井武広（2009）「ASBJの役割と中間報告（案）への対応」『企業会計』第61巻第5号2009年5月。
- 間島進吾（2009）「IFRS導入の意義と課題」『企業会計』第61巻第8号2009年8月。
- 山田辰己（2009a）「IFRS設定の現状と展望」『企業会計』第61巻第1号2009年1月。
- 山田辰己（2009b）「会計基準の国際的統一の意義と課題」『企業会計』第61巻第8号2009年8月。
- 李善復（2009）「韓国における会計制度の改革と企業経営に与える影響」『実践経営』第46号、2009年。
- 金融庁企業会計審議会（2009）「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」2009年6月。
- 企業会計基準委員会（2009）『企業会計基準完全詳解』税務経理協会、2009年。
- 日本経団連（2008）「国際会計基準（IFRS）に関する欧州調査報告」2008年3月。

日韓におけるIFRS適用の状況と問題点の検討

新日本有限責任監査法人（2009）『完全比較国際会計基準と日本基準』レクシスネクシス・ジャパン（株）、2009年。

プレスリリース（2009）「アクセンチュア、国際会計報告基準（IFRS）への移行に関する調査結果を発表」2009年4月、アクセンチュア。

キムキョンホ・ジョニョンキ・イヨンハン・キムキョンテ（2008）「国際会計基準の全面導入による法的、制度的検討と影響分析」『韓国会計基準院研究報告書』第21号、2008年。

キムオンチョル・アンオンキュン・ジョンヘヨン（2006）「国際会計基準の全面受容と対策に関する研究」『会計ジャーナル』韓国会計学会、2006年。

キムヨンハン・キムホジュン・キムソンナム（2006）「国際会計基準の受容方案に関する研究」『会計ジャーナル』韓国会計学会、2006年。

ユージェキュウ（2009a）「K-IFRSの導入現況及び企業の対応方案」大韓会計学会春期学術大会資料、2009年5月。

ユージェキュウ（2009b）『韓国採択国際会計基準の解説』（株）英和租税通覧、2009年。

イムソクシキ・イヨンハン・キムキョンテ（2008）「韓国採択国際会計基準の適用の実務的問題点及び対策」『韓国会計基準院研究報告書』第23号、2008年。

韓国会計基準院『現行企業会計基準と韓国採択国際会計基準の主要差異と影響分析』、2008年。

韓国会計基準院（2007）「国際会計基準導入のロードマップ」、2007年。

韓国会計基準院（2008）『韓国採択国際会計基準 K-IFRS』新英社2008年。

韓国三逸会計法人（2008）『IFRS基準書解説』2008年。

韓国金融監督院（2008）「K-IFRSの適用関連問題点と対策討論資料」、韓国金融監督院会計制度室、2008年8月。

韓国会計基準院 www.kasb.or.kr

企業会計基準委員会 www.fasf.jp

The Financial Accounting Standards Board (FASB) www.fasb.org

SEC (2008) www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf.

The International Accounting Standards Board (IASB) www.iasb.org